

第1回 東久留米市緑地保全計画検討委員会

日 時	平成27年6月24日(水) 15:00～17:30
場 所	東久留米市役所4階 庁議室
出席者	委員9名(欠席者1名)・事務局4名・コンサル3名
次 第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 市長あいさつ3 委嘱書の交付4 委員・事務局職員等の紹介5 委員長の選出・副委員長の指名6 緑地保全計画の検討依頼について7 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 東久留米市緑地保全計画策定の目的(2) 東久留米市環境審議会とのつながりについて(3) 東久留米市緑地保全計画の策定について(4) 対象地区について(5) 今後のスケジュールについて(6) その他8 閉会

【会議録(要点筆記)】

決定事項

◆会議の公開について

- ・ 「緑地保全計画」では個人所有の土地も含めて検討するため、会議は非公開とする。
- ・ 実際の作業やコンサルの作業、委員が何をするのか、イメージが湧くようなスケジュールを作成する。

意見・提案等

◆会議録の公開方法について

- ・ 会議録は開催ごとに公開できるところは公開したほうが良い。事前に考え方やプロセスを公開していた方が、最終的にパブリックコメントを行う際に進行がスムーズではないか。

◆保全手法の枠組みについて

- ・ 買い取る順位づけだけではなく、今ある緑をどう保全していくのかも検討しておく必要がある。しかし、これらを含めると1年では終わらない。

- ・ 当委員会での検討の枠組みはどこまでか。保全する緑地の候補地を順位づけするのか。それとも提示された候補地以外の候補地の検討を行うのかについては、他の候補地の検討も含めるのか。
- ・ 今のうちにはっきりと緑地保全計画でどこまで何を含めるか、保全計画の定義を決める必要がある。

◆スケジュールについて

- ・ 調査結果が出るのはいつ頃か。調査結果を見ながら評価項目を確定した方が良い。
- ・ 評価方法は8月の委員会で検討するのか。
- ・ 12月の「素案の確定」の前に環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会に対して「意見検討」が行われるが、ボランティア協定を結んでいる団体にもレポート等を実施する必要があるのではないか。

◆その他

- ・ 市全体で見て、どの緑地にどのような網がかかっているかが見えると全体のバランスが分かるのではないか。
- ・ 相続税か固定資産税を免除すれば緑地は残る。買入れだけでなく、どうやって優遇して、残していくかを考えた方が安上がりではないか。
- ・ 市民意識の醸成も保全の一環として必要ではないか。